

上山市告示第190号

令和8年度上山市地方就職学生支援金交付要綱を次のように制定する。

令和8年7月3日

上山市長 山 本 幸 靖

令和8年度上山市地方就職学生支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住を前提とした山形県内への就職を支援するため、市長が予算の範囲内で交付する地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）に関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年の国勢調査（統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項本文の規定により行われる国勢調査をいう。以下同じ。）の時点から令和2年の国勢調査の時点までの人口減少率が10パーセント以上の市町村をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 移住等に関して、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - ア 次に掲げる移住元に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業年度又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、交通費（次条第1号の交通費をいう。以下同じ。）

については、当該大学等に在学中であり卒業見込みである者についても対象とする。

- (イ) 大学等の卒業年度又は修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 次に掲げる移住先に関する要件のいずれにも該当すること。

- (ア) 本市に移住したこと。ただし、交通費については、次号アに定める要件を満たす就業先に就職することが内定し、本市に移住する意思を有している場合も対象とする。

- (イ) 本市に、支援金の申請日から１年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、交通費については、卒業後に、次号アに定める要件を満たす就業先への就業開始日又は、本市への転入日のいずれか遅い日から１年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 次に掲げるその他の要件のいずれにも該当すること。

- (ア) 次号アに定める要件を満たす就業先に、大学等を卒業又は修了してから１年以内に就職又は就職予定であること。

- (イ) 支援金の申請時において、卒業又は修了の日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前１年以内であること。

- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- (エ) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (オ) その他本市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

- (２) 就業に関して、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 次に掲げる就業先に関する要件のいずれにも該当すること。

- (ア) 勤務地が山形県内に所在する企業等に、大学等を卒業・修了してから１年以内に就職していること。

- (イ) 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に定める風俗営業者又は性風俗関連特殊営業若しくは接客業務受託営業を営む者でないこと。

- (ウ) 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

- (エ) 就業先が官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費を申請する場合は、この限りでない。

イ 次に掲げる就業条件等に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業又は就業見込であること。

(イ) 移住先地域を中心とした勤務を基本とし、東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない採用又は採用見込であること。

（支援対象経費）

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 交通費 支援対象者が、山形県内への就職又は山形県内の内定企業に係る就職面接又は試験のため、公共交通機関を利用した場合の往復の交通費の額とする。

(2) 移転費 支援対象者が、本市に移住するため、引っ越し業者又は運送業者に支払った運搬費の額とする。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、申請者が提出した領収書に記載された額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を超えないものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 交通費 11,900円又は支援対象経費の2分の1の額のいずれか低い額

(2) 移転費 最低限の実費であることが証明できる場合は、移転に要した実費の金額に相当する額。ただし、証明できない場合は、上限を81,500円とする。

（交付申請）

第6条 申請者は、次に掲げる書類を添えて、2月末日までの間に市長に提出しなければならない。

(1) 支援金交付申請書（様式第1号）

ア 様式第1号（交通費のみ）

イ 様式第1号の2（移転費のみ）

ウ 様式第1号の3（交通費及び移転費）

(2) 写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類とする。）

(3) 大学等を卒業又は修了した者は卒業証明書又は修了証明書、大学等に在学中であり卒業見込みである者は在学証明書（卒業学年である確認が取れるものとする。学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に加筆の上、押印すること。）

(4) 支援対象経費の領収書

(5) 大学等を卒業又は修了した者は就業証明書（様式第2号）（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）

(6) 大学等に在学中であり卒業見込みである者は移住先地域を中心とした勤務を基

本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等とする。）

(7) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

(8) 住民票

(9) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、支援金交付申請書の提出を受けたときは、速やかに、申請の内容を審査し、当該申請に係る支援金を交付することが適当と認めるときは、支援金交付決定通知書を交付し、支援金を支給するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けた者又はこの要綱の規定に違反した者があると認めるときは、その者に対し、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長が災害、病気その他やむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

（報告）

第9条 市長は、事業の適切な実施のため必要があると認めるときは、申請者又は交付の決定を受けた者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

（返還請求）

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、支援金の全額を返還請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 支援金の申請日から1年以内に第3条第2号アに定める要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合（大学等に在学中であり卒業見込みである者が交通費を申請する場合に限る。）

(3) 大学等に在学中であり卒業見込みである者が交通費を申請する場合であって、支援金の申請日から1年以内に本市へ転入しなかったとき（申請時に既に本市の住民基本台帳に記録されている場合を除く。）。

(4) 就業日から1年以内に第3条第2号アに定める要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に同号アに定める要件を満たす別の企業に就職する場合を除く。）

(5) 支援金の申請日又は第3条第2号アに定める要件を満たす就業先への就業開始日のいずれか遅い日から1年以内に転出した場合

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。